

令和7年度 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集結果一覧

管理番号	提案主体名	要望事項(事項名)	御意見	回答
1	個人	地方公共団体の事務における民間事業者の活用促進	<p>公立図書館の管理・運営業務に「多機能型コミュニティ・ライブラリー運営」を市場化テストの対象として追加することを提案します。現在、多くの図書館が抱える「夜間・休日の開館制限」や「デジタルコンテンツの不足」といった課題は、人件費が高い行政の直営では解決が困難です。そこで、警備・IT企業による24時間アクセス可能な無人学習エリアの管理や、教育ベンダーによる最新のデジタル学習コンテンツの提供を民間競争入札の対象とすることで、公費を抑えつつ、施設の稼働率とサービスの質を劇的に向上させることが可能になります。また、民間カフェ事業者等に交流スペースの運営を委託し、収益事業を導入することで、行政の経費負担を軽減し、図書館を地域住民の多様なニーズに応える生涯学習と交流のハブへと変革させることができます。この実現のため、政府には、多様な事業者が参入できるように、図書館業務の定義を見直し、収益事業を認める柔軟なルール整備を求めます。</p>	<p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）において、国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めることとされております。 御指摘いただいた内容も踏まえ、引き続き、上記の環境の整備に努めてまいります。</p>
2	個人	公共サービス改革基本方針に関する事項	<p>目的が抽象的な予算（具体的には、循環型社会形成推進基本計画など）については政府自身で実施すべきと考えます。抽象的な予算はコンサルティング企業の格好の餌食となりがちで、有効性の低い施策などを実施されがちであるからです。これを民間企業では「力される」といいますが、抽象的かつ有効性の低い施策は早々に見切ることが重要と考えます。</p>	<p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを基本理念としております。 今後とも、上記の基本理念を踏まえて、官民競争入札等の対象とする業務の選定に取り組んでまいります。</p>

管理番号	提案主体名	要望事項(事項名)	御意見	回答
3	個人	公共サービス改革基本方針に関する事項	<p>「公共サービス改革基本方針」の案について、以下の通り意見を申し述べます。</p> <p>1. 改革の手法（建付け）に対する根本的な懸念  本方針は「競争の導入」を前提としていますが、そもそも**「従来型のタスクありきの建付け」のまま、実施主体を官から民へ移し替えるだけの競争に、どれほどの効果があるのか甚だ疑問**です。  民間事業者の創意工夫を促すとしていますが、既存の業務仕様や範囲を前提とした「実施要項」の枠内では、その創意工夫も限定的なものにならざるを得ません。これでは、本質的な業務改革（BPR）やデジタル化（DX）による抜本的な効率化は期待できず、単なるコスト削減競争に陥るだけではないでしょうか。  競争導入の前に、まずは**「そのタスク（業務）自体が本当に必要なのか」「時代遅れのプロセスになっていないか」というゼロベースでの業務見直し**を徹底的に行うべきです。現状の枠組みのまま競争を導入しても、大きな成果は期待できないと考えます。</p> <p>2. 改革プロセスに伴う行政コストの肥大化への懸念  本方針では、適正な競争と評価のため、詳細な「実施要項」の作成（第2章第2節）や、実施期間終了後の厳格な「事業の評価」（第2章第5節）が求められています。  これら「実施要項の作成」や「事業の評価」を実行するために、行政側（発注者側）に発生する業務負荷とコスト（人件費、調査分析費など）は膨大なものになると予想されます。  特に、事業の評価（第2章第5節3）において、質の達成状況や費用対効果を客観的かつ厳密に検証するには、高度な専門知識と多大な労力が必要です。  結果として、競争導入によって得られる「経費削減効果」よりも、入札準備や事後評価にかかる「行政コスト」の方が大きくなる「費用倒れ」の状態に陥ることを強く懸念します。「改革のための改革」となり、貴重な行政リソースが手続き論に浪費されるべきではありません。</p> <p>3. 要望  公共サービスの改革を実効性あるものにするため、以下を要望します。  競争導入の是非を検討する前に、まずは対象業務のBPRやDXを徹底し、業務プロセス自体の簡素化・最適化を最優先すること。  競争を導入する際には、「実施要項の作成」や「事業の評価」にかかる行政コストを最小限に抑える仕組みを構築すること。  改革によって得られる効果（経費削減額）だけでなく、改革の実施に要した行政コスト（試算）も併記し、真の費用対効果を国民に対して明確に開示すること。</p>	<p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく入札の実施に当たっては、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意工夫を適切に反映させることで、公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ることを基本理念として、入札関係資料に当たる実施要項の審査を行っております。具体的には、民間事業者からの業務に対する改善提案を受け入れ、価格の競争のみに偏らないような仕組みを促しております。</p> <p>また、法に基づく入札の実施に当たっては、実施要項の作成過程においてパブリックコメントの実施を発注者である国の行政機関等に求めております。</p> <p>今後とも、上記の基本理念を実現できるように、入札関係資料の審査等を行ってまいります。</p>

管理番号	提案主体名	要望事項(事項名)	御意見	回答
4	個人	公共サービス改革基本方針に関する事項	<p>公共サービス改革基本方針の見直しにあたり、市場化テストの活用による公共サービスの質向上と経費削減の可能性に期待します。特に、既に民間委託されている業務のうち、委託範囲や仕様が固定化されている事業については、情報開示の徹底と競争性の再設計により、民間の創意工夫がより反映される余地があると考えます。また、地方公共団体が実施する業務の中には、地域特性に応じた柔軟な民間活用が可能な分野も多く、自治体と民間事業者の協働によるサービス改善の余地が広がっていると感じます。市場化テストの実施にあたっては、単なる価格競争に陥ることなく、質・安全性・持続可能性を評価軸に含めた設計が重要です。特に、公共サービスの透明性と説明責任を確保するため、入札過程や評価基準の公表、事後評価の仕組みの整備を強く求めます。また、官民競争入札等監理委員会の審議内容や委員構成について、より詳細かつタイムリーな情報公開を求めます。議事録の充実、委員選定の透明化、市民目線の評価軸の導入などを通じて、制度の信頼性を高めることが重要です。公共サービスは国民の信頼に支えられるものであり、改革の過程においてもその信頼を損なうことなく、むしろ高める方向での制度設計を期待します。</p>	<p>競争の導入による公共サービスの改革を行う際に定める「公共サービス改革基本方針」の策定に当たっては、毎年度の見直しにおいて広く民間からの意見を聴取することとしており、また、法に基づく入札を実施するに当たって作成する実施要項には、対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質など対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項を定めるとともに、民間事業者等による良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報を網羅的に記載しております。</p> <p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく入札の実施に当たっては、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることで、公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ることを基本理念として、実施要項の審査を行っております。具体的には、民間事業者からの業務に対する改善提案を積極的に受け入れ、価格の競争のみに偏らないような仕組みを促しております。また、実施要項の審査及び事業の評価等に係る官民競争入札等監理委員会の審議結果については、その結果を公表しております。</p> <p>さらに、同法においては、国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めることとされております。</p> <p>今後とも、上記の基本理念を踏まえて、「公共サービス改革基本方針」の見直しに取り組んでまいります。</p>
5	個人	公共サービス改革基本方針に関する事項	<p>総務省 公共サービス改革推進室 御中</p> <p>拝啓 リンドウの咲く候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 「公共サービス改革基本方針」を拝見しました。 下記に意見を申し上げます。</p> <p>【意見要旨】 個人情報名簿等のデータを、ダークウェブ等の闇市場に取引している実態がございます。 このような取引に加担しない業者に委託するよう、お願い致します。 そのために、発注者様が、不透明な裏金を受け取らない人、加担しない人が、公共の仕事されるようお願いいたします。 不透明な裏金を受け取らない人、加担しない人が、報われる社会を望んでおります。</p> <p>【提案の具体的内容・理由等】 個人情報名簿、サーバーのIDとパスワードのデータを、ダークウェブ等の闇市場に取引している実態がございます。 [1]ダークウェブに関する現状 JETRO/IPA New York 中沢 潔 このほかにも、技術情報の盗撮、現場盗撮によるデータを、ダークウェブ等の闇市場に取引している疑いがございます。 なお、私は、約30年、技術に携わる現場にいますが、図面や現場を盗撮しても、技術を得られることはないと考えます。 専門書は、1冊読めばその技術を体系的に分かることができます。値段は1万円もしませんが、売れません。 専門的な知識の浅い人が、技術的な図面や現場を見ても、わからないでしょう。 盗撮や技術流出によって、同じ技術水準をつくることは不可能と考えます。 我が国は、産業革命後の欧米の技術を盗んで得たわけではありません。蘭学から専門書を翻訳して、理解して、熱機関動力の軍艦を設計しました。 [参考]「花神」司馬遼太郎</p> <p>以上、お手数をおかけしますが、ご検討宜しくお願い致します。</p>	<p>公共サービスが適正かつ確実に実施されることを確保するべく、引き続き、適正な民間事業者による落札が実現されるよう、評価基準をはじめとした調達内容・調達方法の精査を徹底するとともに、調達主体の国の行政機関に対しては、民間事業者に実施が委託された対象公共サービスに関しても最終的にその適正かつ確実な実施に責任を負うことを認識し、法及び当該民間事業者との契約に基づいて監督等必要な措置を講ずることを徹底するよう促してまいります。</p> <p>また、監理委員会についても、公共サービス改革の実施の過程における透明性、中立性及び公正性を確保するために設置された趣旨に鑑み、引き続き、審議に際しては国民の視点及び公正中立な視点に立って議論を行ってまいります。</p>

管理番号	提案主体名	要望事項(事項名)	御意見	回答
6	個人	円安の是正	円安を是正してください。	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを基本理念としており、その過程における透明性・中立性・公正性を担保するために、第三者機関が必要な関与を行っています。 今後とも、上記の基本理念を踏まえて、「公共サービス改革基本方針」の見直しに取り組んでまいります。
7	個人	公共サービス改革基本方針に関する事項	公共サービス改革基本方針見直しを通じたマイナンバー義務化反対と通信費公共料金化の提案  見直し案を支持しますが、マイナンバーカードの義務化を避け、通信費の公共料金化を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。 DX推進は重要ですが、マイナンバー義務化は監視リスクとプライバシー侵害を招き、低所得層・高齢者の格差を拡大(普及率80%未満、総務省2025年データ)。義務化ではなく任意活用に留め、データ共有の最小限原則を明記してください。 一方、通信費の高止まりがデバイドの原因なので、大手通信を公共料金化(月3,000円以下上限設定、シンプルプラン限定)し、MVNO躍進とMNP簡易化で負担10-20%軽減を義務化。地方光回線普及と連動で、情報格差を埋めます。 これで、すべての国民が安心してデジタル社会に参加可能。 見直し案に反映を求めます。	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを基本理念としており、その過程における透明性・中立性・公正性を担保するために、第三者機関が必要な関与を行っています。 今後とも、上記の基本理念を踏まえて、「公共サービス改革基本方針」の見直しに取り組んでまいります。
8	民間事業者	公共サービス改革基本方針に関する事項	【御意見の概要】 ・民間が担うことができる業務範囲の明確化と拡大 ・既存委託業務への市場化テスト導入による競争性向上 ・地方公共団体業務の民間活用推進と政府の支援措置 ・制度運用面での信頼・透明性・人材基盤の強化 ・免許更新手続き時の講習業務等への幅広い民間業者の参入 ・公立高校やその他公共施設(合同庁舎等)におけるボイラー業務にかかる通年業務の構築発注や入札の複数年契約導入等 ・警備の官公庁競争入札における再委託を認める事 ・合同庁舎等の総合管理業入札の参加条件を緩和すること ・国の行政機関等又は地方公共団体が実施する建物の清掃、警備などの「労働集約型業務委託」競争入札における複数年契約の導入 ・自衛隊施設等における警備業務について、労働者派遣法抵触を回避しつつ、複数警備会社が企業共同体(JV)方式で共同受注できる制度整備を進めること ・自衛隊における給食調理業務および食器洗浄業務に関し、公共サービス改革基本方針の見直し時に、安全性・継続性・即応性・専門性を確保するための制度的要件を明確化すること	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを基本理念としております。 また、同法に基づく入札の実施に当たっては、公共サービスの適正かつ確実な実施が担保される範囲内で、競争参加資格の緩和のほか、共同事業者の入札参加を可能とすることを明記する、複数年度契約にすることにより、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる場合には、可能な限り複数年度化を促すようにするなど、広く民間事業者の応札を促すための取組を行っております。 さらに、同法において、国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めることとされております。 今後とも、上記の基本理念を踏まえて、「公共サービス改革基本方針」の見直しに取り組んでまいります。